

高知工業高等専門学校総務企画室規則

制 定 平成31年 2月21日

一部改正 令和 4年 3月17日

(設置)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規第4条の3の規定に基づき、高知工業高等専門学校総務企画室（以下「総務企画室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 総務企画室は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）の特色化を図るため、各部門においてプロジェクトを総合的かつ効果的に推進し、事業を遂行することを目的とする。

(部門)

第3条 総務企画室には次の部門を置く。

- (1) 環境施設マネジメント部門
- (2) K-SEC 部門
- (3) K-SEC ワーキング部門
- (4) 学外イベント部門

2 前項各号の部門に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第4条 総務企画室は、校長から指示された特命事項を処理するほか、前条の部門ごとに次の業務を行う。

- (1) 環境目的・目標の達成並びに施設の有効活用促進及び施設整備計画の策定に関すること。
- (2) K-SEC 事業の実施に関すること
- (3) K-SEC ワーキングの実施に関すること
- (4) 学外イベント実施に関すること

(組織)

第5条 総務企画室は、次の各号に掲げる教職員で組織する。

- (1) 室長
- (2) 部門長
- (3) 部門ごとに校長が指名する教職員
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 室長は教員から校長が指名する。

(部門長)

第6条 部門長は第3条各号に定める部門ごとに、本校専任教員の中から室長の推薦に基づき校長が命ずる。

- 2 部門長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない
- 3 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 部門長は、部門の業務を統括する。

(事務)

第7条 総務企画室に関する事務は、事業ごとに総務課及び学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。